

西尾市立東部中学校

暴風警報(台風等)及び東海地震・南海トラフ大地震等の緊急時の対応

I 暴風警報(台風、暴風雪警報等)が発令された場合

1 登校前に警報が発令されている場合

- (1) 午前6：00に暴風警報が発令されている場合は、その日の授業は「なし」とします。
- (2) 午前6：00より前に暴風警報が解除された場合は、通常の開始時刻(8:20)より授業を開始します。
 - * 上記(2)の場合であっても、道路、橋の破壊等で登校が危険な場合には、無理に登校せず、学校に速やかに連絡する。

2 在校中に暴風警報が発令された場合

- (1) 倒木、家屋の倒壊、河川の氾濫、橋の流失等がなく、安全に下校することができると判断した場合は、緊急下校させます。
- (2) 戸外の通行は危険と判断した場合は、安全が確認されるまで学校に待機させます。
 - * 緊急下校か学校待機かは、絆ネットでもメール配信します。(絆ネットに加入されていない方は電話連絡します。)
 - * 大雨警報、洪水警報が発令された場合にも、状況により暴風警報発令の対応に準ずる場合があります。

*

3 給食について

暴風警報が発令される可能性が高い場合は、事前に給食を中止することがあります。予想に反して、警報が出されなかった場合は、弁当・お茶の用意をお願いします。

II 特別警報が発令された場合

1 登校前に特別警報が発令されている場合

- (1) 午前6：00に特別警報が発令されている場合は、その日の授業は「なし」とします。
- (2) 午前6：00より前に特別警報が解除された場合でも、**学校から連絡があるまで、家庭待機**とします。

※ 登校の連絡は、絆ネットでもメール配信します。(絆ネットに加入されていない方は電話連絡します。)

※ 通常の開始時刻(8:20)より授業を開始できる準備をしておいてください。

※ 上記(2)の場合であっても、道路、橋の破壊等で登校が危険な場合には、無理に登校せず、学校に速やかに連絡する。

2 在校中に特別警報が発令された場合

- (1) 倒木、家屋の倒壊、河川の氾濫、橋の流失等がなく、安全に下校することができると判断した場合は、緊急下校させます。
- (2) 戸外の通行は危険と判断した場合は安全が確認されるまで学校に待機させます。
 - * 緊急下校か学校待機かは、絆ネットでもメール配信します。(絆ネットに加入されていない方は電話連絡します。)

- 3 給食について
暴風警報の場合に準じます。

Ⅲ 東海地震・南海トラフ地震の注意情報が発表された場合

- 1 **在校中**に注意情報が発表された場合は、すべての教育活動を打ち切ります。保護者は生徒を学校まで引き取りに来てください。生徒は、学校で保護者の迎えを待ちます。また、翌日以降、学校からの連絡があるまでは臨時休校とします。
- 2 **登校中**に注意情報が発表された場合は、原則としてそのまま登校させた後、保護者に引き渡します。
- 3 **下校中**に注意情報が発表された場合は、速やかに、かつ安全に帰宅できているか、職員による下校指導を行います。
- 4 **在宅中**に注意情報が発表された場合には、各家庭で安全対策をとってください。学校から連絡があるまでは臨時休校とします。
 - * 地震が発生せず、地震予知判定会による「解除情報」または「安全宣言」が発表された場合は、暴風警報が発令された場合の対応に準じた措置をとります。

Ⅳ 大地震が発生した場合及び大津波警報が発令された場合

- 1 **在校中**に大地震が発生した場合は、下校させないで学校待機とします。大地震、大津波警報が発令された場合には、C棟3階に避難します。状況に応じて、さらに高台にあるつくしが丘に避難します。

市防災対策本部より安全が確認された後、保護者引き渡しのもと帰宅させます。
- 2 **登下校中**に大地震発生・大津波警報が発令された場合
 - (1) **広田川より東側**にいる生徒は、**つくしが丘に避難**する。
 - (2) **広田川より西側**にいる生徒は、**学校へ避難**する。
 - (3) **高いところ、崩れないところへ、とにかく自分の命を守るために避難**する。
 - * 地区担当教員が誘導に向かいます。
- 3 **在宅中**に大地震が発生した場合は、各家庭で安全対策をとってください。大津波警報が発令された場合には、より高く安全な場所へ避難してください。学校から連絡があるまでは臨時休校とします。